

(別紙1)

令和8年度とっとり継承型農業誘致モデル推進事業委託業務仕様書

1 本業務の目的

鳥取県では、中山間地域を中心に高齢化等による農業者のリタイアや後継者不在による担い手不足の問題は年々深刻化。本県の中山間地域の主要な担い手である集落営農組織でも、後継者確保の問題から数年以内の解散等を危惧する組織が増加しており、地域外から即戦力となる農業経営体（以下、外部経営体）の確保が喫緊の課題となっている。

そこで本業務は、担い手不在地域での新たな農業生産の継承者として、地域外から即戦力となる農業経営体を誘致し、本県の新たな担い手確保スキームの確立を図る。

2 業務概要

- (1) 県内市町村を対象とした機運醸成研修に関すること
- (2) 外部経営体誘致戦略策定支援に関すること
- (3) 外部経営体候補の掘り起こしとマッチングに関すること
- (4) 実施報告書等の作成

3 業務期間 契約締結日から令和9年3月19日まで

4 本業務の内容

- (1) 県内市町村を対象とした機運醸成研修に関すること

ア 研修の目的・ねらい

県内市町村及び後継者不足の問題を抱える地域等が、全国における外部経営体の誘致取組及び受入に係る優良事例を学ぶことで、外部経営体に対する抵抗感を薄め、意欲的に外部経営体の受入に取り組む機運を高めるための動機付けを図る。

イ 研修の企画・運営

研修会は概ね2回とし、アの目的を達成するために、必要となる要素を盛り込んだ研修を設計すること。

ウ 研修の周知

研修の周知は発注者が主導で実施することとし、対象者は以下のとおりとする。

- (ア) 市町村
- (イ) 後継者不足の問題を抱える地域又は集落営農組織等
- (ウ) その他発注者が必要と認める者

エ 研修講師

- (ア) 講師は受講者を研修目的へ導く事ができる者を選定すること。
- (イ) 講師は発注者の承諾を得て決定すること。
- (ウ) 講師決定後は、講義内容を調整するための事前会議を開催すること。事前会議の出席者は発注者と協議の上、決定すること。

オ 講義資料

受注者は、研修に係る資料を準備し、受講者の主体的な学習を促すため、原則として研修が行われるまでに受講者と発注者に配布すること。内容については講師と入念に調整すること。

カ 研修当日の運営

研修当日は会場設営、進行、受講者及び講師への対応等、必要な業務を行うこと。

キ アンケートの実施

研修の最終日の講義終了後にアンケートを実施し、その結果をまとめて報告すること。内容については発注者の指示によること。

ク 研修に係る経費

受注者は研修に係る次の経費を支出すること。

- (ア) 研修講師への謝金
- (イ) 会場の使用に係る経費
- (ウ) その他上記業務に係る経費

(2) 外部経営体誘致戦略構策定支援に関すること

ア 実施スケジュール・実施体制

受注者は外部経営体の誘致に意欲を示す市町村等に対し、誘致戦略の策定に向けたセミナーを実施するものとし、スケジュールを提案すること。また、実施体制においては、農業分野及び関連産業に知見のある専門人材を配置し、2の(2)を総合的にコーディネートするとともに、受講者に対し、現状課題整理、誘致戦略策定等に係る個別相談対応や助言、必要に応じて関係支援機関等との仲介を行う。

また、実施方法については、現地開催及びオンラインによるものとし、セミナー構成に応じて設定するものとする。

イ カリキュラムの設計

業務の目的を達成するために必要なセミナーを提案すること。受講者は全カリキュラムを通じて、成果物として外部経営体誘致戦略を作成するものとし、最終回は受託者を含むセミナー講師（農業界の企業誘致に知見のある専門人材）等に対する成果物のプレ面談を行い、アドバイス等からスムーズな(3)のマッチングへの参加に繋げるものとする。

ウ セミナーの周知

セミナーの周知は発注者が主導で実施することとし、対象者は以下のとおりとする。

なお、市町村等がセミナー目的及び内容を理解した上で受講してもらうため、必要に応じて発注者が実施する会議等でセミナー目的等の説明を行うこと。

(ア) 市町村

(ウ) 後継者不足の問題を抱える地域又は集落営農組織等

(エ) その他発注者が必要と認める者

エ 講師の選定

(ア) 講師は、カリキュラムに定める内容を実施し、受講者を到達目標へ導く事ができる者を選定すること。

(イ) 講師は発注者の承諾を得て決定すること。

(ウ) 講師決定後は、講義内容を調整するための事前会議を開催すること。事前会議の出席者は発注者と協議の上、決定すること。

オ セミナー資料

受注者は、セミナーに係る資料を準備し、受講者の主体的な学習を促すため、必要に応じて受講者に対して事前課題を出すこと。内容については講師と入念に調整すること。

カ 研修当日の運営

研修当日は会場設営、進行、受講者及び講師への対応、その他必要となる業務を行うこと。また、オンラインで開催する講座については、必要に応じて受講者に対する接続テストを事前に行うこと。

キ 受講者へのフォローアップ

受注者は、セミナーの各講座の間及びセミナー終了後の各受講者に対して必要に応じて助言等のフォローアップを行うものとする。

(3) 外部経営体候補の掘り起こしとマッチングに関すること

ア 外部経営体候補の選定

受注者は、(2)で支援する市町村等のターゲット像を把握した上で外部経営体候補をリストアップし、選定した外部経営体候補に対して市町村等の情報提供を行うものとする。また、選定された外部経営体候補の情報等について市町村等に提供を行うものとする。

イ 外部経営体候補との面談の実施

受注者は、アで選定した外部経営体候補と市町村等との面談の場を設定(オンライン含む)し、双方のマッチングを図るものとする。

ウ 面談に係る運営

面談当日は会場設定、進行、参加者への連絡対応等、必要な業務を行うこと。また、オンラインで開催する場合については、必要に応じて参加者に対する接続テストを事前に行うこと。

エ 有望外部経営体に向けた継続アプローチについて

受注者は、イの面談で関心を示す外部経営体の相談窓口となり、現地視察などの外部経営体の要望に応じたコーディネートを行うものとする。

オ 講評及びフォローアップについて

受注者は、面談終了後に参加した外部経営体候補にマッチングに対するアンケートを実施し、その結果をまとめて各市町村等の参加者に報告すること。併せて次回に向けた誘致戦略の改善点等について指導助言を行うこと。また、アンケート結果及び市町村等への指導助言内容は、とりまとめた上で発注者に報告するものとする。

5 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として発注者に帰属する。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の制限

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託先ごとの業務の内容、委託契約書の案、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で協議し、発注者の了解を得た場合はこの限りでない。

8 守秘事項等

- (1) 受注者は、委託業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、委託業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、委託業務に従事する者並びに7の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(3)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

9 目的外使用等の禁止

受注者は、委託業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

1.1 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

1.2 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、委託業務の履行内容が仕様書又は発注者受注者協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1.3 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) (1)の場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1.4 一般的損害

委託業務を行うにつき生じた損害（1.5の(1)又は(2)に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

1.5 第三者に及ぼした損害

- (1) 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)に規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。
- (3) (1)及び(2)の場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たる。

1.6 責任の制限

発注者受注者双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1.7 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、委託業務を完了したときは、その日から7日以内又は令和9年3月26日のいずれか早い日までに本業務の実施状況を総括した完了報告書を作成し、各業務で用いた資料等のデータと併せて発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。
- (5) (2)及び(3)の規定は、(4)の再検査の場合において準用する。

1.8 委託料の支払等

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、1.7の(2)（1.7の(5)において準用する場合を含む。）の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、1.7の(2)（1.7の(5)において準用する場合を含む。）の検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

1.9 口座振替依頼

- (1) この契約に基づく発注者から受注者への支払は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第39条第3項の規定により口座振替の方法により行うものとする。

(2) 受注者は、この契約締結後30日以内に口座振替依頼書（別記様式）を発注者に提出するものとする。

2.0 違約金

発注者は、受注者が業務期間内に委託業務を完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分（受注者が既に委託業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

2.1 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

2.2 追完請求権

(1) 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物がこの契約で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

(3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

2.3 任意解除

(1) 発注者は、2.4又は2.5の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(2) 発注者は、(1)の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者受注者協議して定める。

2.4 催告による解除

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

イ 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由なく、2.2の(1)の履行の追完がなされないとき。

エ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2.5 催告によらない解除

(1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

ア 委託業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 委託業務の一部の履行が不能である場合又は委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ アからウに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が2.4の(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（2）受注者は、（1）の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2.6 解除の制限

本仕様書の2.4の（1）及び2.5の（1）のオからエまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、2.4及び2.5の規定によるこの契約の解除をすることができない。

2.7 賠償の予定

受注者が2.5の（1）のオに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.8 個人情報の保護

（1）受注者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（2）受注者は、7の規定により委託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

2.9 専属的合意管轄裁判所

この契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

3.0 その他

（1）受注者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。

（2）この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

（3）契約書の作成に当たり、本仕様書の6～2.9を契約書に記載した場合は、当該一般事項を本仕様書から削除する場合がある。

（4）本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該一般事項の趣旨を変えない範囲で用語を変更することがある。